

令和7年 3月26日
消食基第212号

消費者庁食品衛生基準審査課長決定
(公 印 省 略)

食品安全科学研究による研究データの管理・利活用に関するガイドライン
の策定について

研究活動の実施により取得された研究データの管理・利活用に関しては、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）や「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められている。

これらを踏まえ、食品安全科学研究における研究データの管理・利活用の具体的な運用を定めるため、新たに「食品科学研究による研究データの管理・利活用に関するガイドライン」を別添のとおり策定する。